平成 27 年 12 月 10 日

【参考】公開草案と個別税効果実務指針等との比較

以下の比較表では、企業会計基準適用指針公開草案第 55 号「税効果会計に適用する税率に関する適用指針(案)」(以下「本公開草案」という。)と、日本公認会計士協会から公表されている税効果会計に関する実務指針である会計制度委員会報告第 10 号「個別財務諸表における税効果会計に関する実務指針」(以下「個別税効果実務指針」という。なお、右欄において「【個別税効果実務指針】」と表示している。)及び会計制度委員会報告第 6 号「連結財務諸表における税効果会計に関する実務指針」(以下「連結税効果実務指針」という。なお、右欄において「【連結税効果実務指針】」と表示している。)を比較しており、主な相違箇所に下線を付している。

なお、比較表には、結論の背景の文案を含んでいない。

本公開草案	個別税効果実務指針又は連結税効果実務指針
<u>目 的</u>	
1. 本適用指針は、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に用いる税率について、企業会計審議会が平成10年10月に公表した「税効果会計に係る会計基準」(以下「税効果会計基準」という。)を適用する際の指針を定めるものである。	(新 設)
<u>適用指針</u> 範 囲	
2. 本適用指針は、税効果会計基準が適用される連結財務諸表及び個別財務諸表について適用する。	(新 設)

本公開草案	個別税効果実務指針又は連結税効果実務指針
用語の定義	
3. 本適用指針における用語の定義は次のとおりとする。 (1) 「標準税率」とは、地方公共団体が課税する場合に地方税法	(新 設)
で通常よるべきとされている税率をいう。 (2) 「超過課税による税率」とは、標準税率を超える税率で、地方公共団体が課税することが地方税法で認められているものを	
いう。 (3) 「制限税率」とは、地方公共団体が超過課税による税率で課	
税する場合においても超えることのできない税率で、地方税法 に規定されているものをいう。	
	【個別税効果実務指針】第 17 項第 2 段落及び第 3 段落 (繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使われる税率)
(4) 「法定実効税率」とは、連結納税制度を適用する場合を除き、 次の算式によるものをいう。なお、次の算式の「事業税率」に ついては地方法人特別税の税率を含めるものとする([設例 1])。	17. (前 略) <u>繰越外国税額控除に係る繰延税金資産を除き、繰延税金資産及び</u> 繰延税金負債の計算に使われる税率は、以下のように事業税の損金
法定実効税率= 法人税率×(1+地方法人税率+住民税率)+事業税率 1+事業税率	算入の影響を考慮した税率(以下「法定実効税率」という。)による。 なお、事業税の課税標準には、所得のほか、外形基準により付加
	価値割と資本割によるものも含まれるが、これらの外形基準による 税率は利益に関連する金額を課税標準とする税金ではないため、以 下の算式の「事業税率」には所得割のみ含めるものとする。

本公開草案	個別税効果実務指針又は連結税効果実務指針		
	法人税率×(1+住民税率)+事業税率 法定実効税率=		
	1+事業税率		
税効果会計に適用する税率			
繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に用いる税率	【個別税効果実務指針】第 17 項第 1 段落		
	<u>(</u> 繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に <u>使われる</u> 税率 <u>)</u>		
4. 税効果会計基準では、繰延税金資産又は繰延税金負債の金額は、	17. 繰延税金資産又は繰延税金負債の金額は、回収又は支払が行われ		
回収又は支払が行われると見込まれる期の税率に基づいて計算す	ると見込まれる期の税率に基づいて計算するもの <u>とし、繰延税金資</u>		
るもの <u>とされている</u> (税効果会計基準 第二_二_2)。	産については、将来の回収の見込みについて毎期見直しを行わなけ		
	<u>ればならない</u> (税効果会計基準 <u>(</u> 第二 <u>.</u> 二 <u>.1及び</u> 2 <u>)</u>)。		
	(以下 略)		
	【個別税効果実務指針】第 18 項		
	(回収又は支払が行われると見込まれる期の税率)		
5. 法人税、地方法人税及び地方法人特別税について、繰延税金資産	18. 税効果会計上で適用する税率は決算日現在における税法規定に基		
及び繰延税金負債の計算に用いる税率は、決算日において国会で成	<u>づく</u> 税率による。したがって、改正税法が当該決算日までに公布さ		
立している税法 (法人税、地方法人税及び地方法人特別税の税率が	れており、将来の適用税率が確定している場合は改正後の税率を適		
規定されているもの(以下「法人税法等」という。)) に規定されて	<u>用する。</u>		
<u>いる</u> 税率による。 <u>なお、決算日において国会で成立している法人税</u>			
法等とは、決算日以前に成立した法人税法等を改正するための法律			
を反映した後の法人税法等をいう。			

本公開草案	個別税効果実務指針又は連結税効果実務指針
6. 住民税(法人税割)及び事業税(所得割)(以下合わせて「住民	(新 設)
税等」という。) について、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算	
に用いる税率は、決算日において国会で成立している税法(住民税	
等の税率が規定されているもの(以下「地方税法等」という。)) に	
基づく税率による。なお、決算日において国会で成立している地方	
税法等とは、決算日以前に成立した地方税法等を改正するための法	
律を反映した後の地方税法等をいう。	
7. 第6項に定める決算日において国会で成立している地方税法等に	(新 設)
基づく税率とは、次の税率をいう。	
(1) 当事業年度において地方税法等を改正するための法律が成立	
していない場合(地方税法等を改正するための法案が国会に提	
<u>出されていない場合を含む。)</u>	
決算日において国会で成立している地方税法等を受けた条	
例に規定されている税率 (標準税率又は超過課税による税率)	
(2) 当事業年度において地方税法等を改正するための法律が成立	
している場合	
① 改正された地方税法等(以下「改正地方税法等」という。)	
を受けて改正された条例(以下「改正条例」という。)が決	
算日以前に各地方公共団体の議会等で成立している場合	
決算日において成立している条例に規定されている税率	
(標準税率又は超過課税による税率)	

本公開草案	個別税効果実務指針又は連結税効果実務指針
なお、決算日において成立している条例とは、決算日以	
前に成立した条例を改正するための条例を反映した後の条	
<u>例をいう。</u>	
② 改正地方税法等を受けた改正条例が決算日以前に各地方公	
共団体の議会等で成立していない場合	
ア 決算日において成立している条例に標準税率で課税す	
<u>ることが規定されているとき</u>	
改正地方税法等に規定されている標準税率	
<u>イ</u> 決算日において成立している条例に超過課税による税	
率で課税することが規定されているとき	
改正地方税法等に規定されている標準税率に、決算	
日において成立している条例に規定されている超過課	
税による税率が改正直前の地方税法等の標準税率を超	
<u>える差分を考慮する税率</u>	
0 然りで(0)のハスウェフサハナ来南ナフヴェナダウナファナナ	(☆r ⇒n.)
8. 第7項(2)②イに定める差分を考慮する税率を算定するにあたっ では、原門にして、次のいずによって対によって(元)(2)	(新一設)
ては、原則として、次のいずれかの方法による([設例 2])。	
(1) 改正地方税法等に規定されている標準税率に、決算日におい	
<u>て成立している条例に規定されている超過課税による税率が改</u>	
正直前の地方税法等の標準税率を超える数値を加えて算定す	
る。なお、この結果として得られた税率が、改正地方税法等に	
規定されている制限税率を超える場合は、当該制限税率とする。	

本公	月月	쓤	中
争び	肝	무	釆

個別税効果実務指針又は連結税効果実務指針

(2) 改正地方税法等に規定されている標準税率に、決算日において成立している条例に規定されている超過課税による税率における改正直前の地方税法等の標準税率に対する割合を乗じて算定する。なお、この結果として得られた税率が、改正地方税法等に規定されている制限税率を超える場合は、当該制限税率とする。

連結子会社の決算日が連結決算日と異なる場合の取扱い

9. 連結財務諸表を作成するにあたって、連結子会社の決算日が連結 決算日と異なる場合で、かつ、当該連結子会社が連結決算日に正規 の決算に準ずる合理的な手続により決算を行う場合(企業会計基準 第22号「連結財務諸表に関する会計基準」(以下「連結会計基準」 という。)第16項)、当該連結子会社の繰延税金資産及び繰延税金 負債の計算に用いる税率は、第5項から第8項の「決算日」を「連 結決算日」と読み替えた税率によるものとする。

また、連結子会社の正規の決算を基礎として連結決算を行う場合 (連結会計基準(注4))、当該連結子会社の繰延税金資産及び繰延 税金負債の計算に用いる税率は、第5項から第8項の「決算日」を 「連結子会社の決算日」と読み替えた税率によるものとする。

【連結税効果実務指針】第11項

(回収又は支払が行われると見込まれる期の税率)

11. 税効果会計で適用する税率は各納税主体ごとに連結決算日又は子会社の決算日現在における税法規定に基づく税率による。したがって、改正税法が当該決算日までに公布されており、将来の税率改正が確定している場合は改正後の税率を適用する。

ただし、子会社の決算日が連結決算日と異なる場合で連結決算日 又は他の基準日(仮決算日)に正規の決算に準ずる合理的な手続に より決算を行うときには、当該子会社の税効果会計上適用すべき税 率は、連結決算日又は仮決算日現在における税法の規定に基づく税 率とする。

本公開草案	個別税効果実務指針又は連結税効果実務指針
適用時期等	
10. 本適用指針は、平成28年3月31日以後終了する連結会計年度 及び事業年度の年度末に係る連結財務諸表及び個別財務諸表から 適用する。	(新 設)
11. 日本公認会計士協会においては、日本公認会計士協会 会計制度 委員会報告第6号「連結財務諸表における税効果会計に関する実務 指針」(以下「連結税効果実務指針」という。)、同会計制度委員会 報告第10号「個別財務諸表における税効果会計に関する実務指針」(以下「個別税効果実務指針」という。)、同会計制度委員会報告第 11号「中間財務諸表等における税効果会計に関する実務指針」等の 改正を検討されることが適当である。	(新設)

以上